

演習問題

施工体制台帳の記載上の留意事項に関する記述として、適当でないものを全て選べ。

- ① 施工体制台帳の作成にあたっては、下請負人に関する事項も必ず作成建設業者が自ら記載しなければならない
- ② 作成建設業者の建設業の種類は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に関わることなく、その全てについて特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して記載する
- ③ 「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険および労災保険の加入状況についてそれぞれ記載する
- ④ 記載事項について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて、変更後の事項を記載しなければならない

ポイント

施工体制台帳とは、工事名、工事の内容、工期等の情報や、現場に入る全ての建設業者の情報が記載された台帳のこと。建設業者の情報は、元請負人は当然のこと、二次、三次以下、全ての下請負人が含まれる。

解説

施工体制台帳と施工体系図は、以下の2つのケースに該当する場合に、元請負人に作成が義務付けられています。

- ・公共工事で下請契約を締結した場合
- ・民間工事で下請契約が総額4,500万円以上となる場合

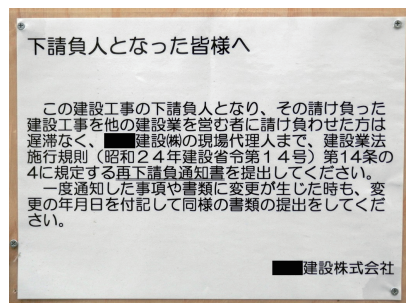
下請が階層的になっていると、元請と直接の契約がない二次下請（いわゆる孫請）より下は、元請が業者の情報を把握できません。そこで再下請負通知書を提出してもらい、各社が協力して記載する場合もあり得ます。元請が全情報を自ら記載するばかりではありません。①は不適當です。

健康保険等の加入状況は、以下の3点の記載欄が設けられています。

- ・健康保険
- ・厚生年金保険
- ・雇用保険

記載義務があるのは、労災保険ではなく雇用保険です。③の記述は不適當となります。

(1級電気通信工事 令和1年午後 No.17)



再下請負通知書の提出を促す例

[解答] ①不適當 ③不適當